

プロイセン議会成立期(1849年－1850年)におけるポーゼン問題

割 田 聖 史

はじめに

本稿は、プロイセン議会成立期（1849年－1850年）におけるポーゼン州の位置付けに関する議論を分析するものである。

筆者は、拙著において、1815年から1848年のポーゼン州の外的・内的諸関係を分析した⁽¹⁾。拙著は、叙述をプロイセン国民議会における憲法審議で終えているが、その直後に、プロイセン国民議会で策定されていた憲法ではなく、国王による欽定憲法が発布され、それに基づき二院制の議会が設立された。これがプロイセン議会である。

プロイセン議会は、プロイセンにおける初めての恒常的な全国議会であるが、その最初の会期は革命直後の流動的な情勢の下で開催された。そのため、過渡期な性格を刻印された議会であったといえよう。また、全体としては、革命的情勢から「反動」期への過渡期でもあった。

本稿は、この議会において扱われたポーゼン州の問題を扱う。具体的には、「憲法第1条」改定、「ポーゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」、「郡・県・州条令」の三つに関する議論を取り上げる。

プロイセン議会成立期におけるポーゼン州に関する議論に言及している研究としては、プロイセン議会におけるポーランド議員団 (Koło Polskie) を扱ったコミエロフスキ (Komierowski) の著作がある。また、コーテ (Kohte) は革命期のポーゼン問題の決着として、バスケ (Baske) は革命後のプロイセンのポーランド政策の開始期の事例として触れている⁽²⁾。しかし、これらの研究では、本稿で取り上げる議論は、紹介程度に触れられているのみで、ポーゼン州という地域に対してどのような意味を持ったのかという検討はなされていない。そこで、本稿は、これらの議論が、ポーゼン州の位置付けをどのように規定したのかを確認し、その意味を検討したい。

Iでは1815年から1848年革命期までのポーゼン州の位置付け、革命期のプロイセン国家、プロイセンのドイツ政策を概観し、IIでは「憲法第1条」、IIIでは「ポーゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」審議、IVでは「郡・県・州条令」における議論を見ていく。

I 1848年革命期のポーゼン州とプロイセン国家

1、1848年のポーゼン州

ポーゼン州は、1815年のウィーン条約により、プロイセンに編入された旧ポーランド領から構成された州である。ウィーン条約は、ポーランド人を「ナショナルな存在」として認め、さらにプロイセン国王の「領有宣言」は、ポーゼン州の住民に「言語・宗教・ナショナルリティ」の保持

を認めた。また、ポーゼン州は、ドイツ連邦の外に置かれた。

1848年革命の際には、ポーゼン州では3月20日に革命運動が始まり、ポーランド人の国民委員会が設立された。続いて3月22日、国民委員会は、グネーゼン＝ポーゼン大司教区の司教プシウスキ (Leon Przyłuski) を長にした使節をベルリンへ送り、23日に国王に「国民的再編成 (Nationale Reorganisation)」を要求する請願を行った。国王は、翌24日に、州の平和を条件に「国民的再編成」を許可した。

「国民的再編成」とは、(1) ポーゼン大公国のポーランド軍の設立、(2) 高位官職へのポーランド人の配置、(3) 授業語および行政や司法における業務語としてのポーランド語の導入の三点を求めるものであった。これは、後述する「ドイツ」創設の可能性が生じたことへの反応であったといえるだろう。

この要求には、当然、ドイツ人は反対し、ドイツ人が多く居住する地域を「国民的再編成」から除外するよう請願を行った。プロイセン政府は、これらの請願や州の状況を鑑みて、4月14日に、州に暫定的境界線 (Demarkationslinie) を引き、州を「ドイツ人部分」と「ポーランド人部分」に分け、前者をドイツ連邦に編入し、国民的再編成は後者に限定するという決定をした。暫定的境界線は4月16日に示された。この暫定的境界線とドイツ人部分の連邦への編入は、4月22日のドイツ連邦議会で承認された。そして、さらに、4月26日の内閣令で、4月16日の暫定的境界線よりもドイツ人部分が拡大し、州都であるポーゼン市もドイツ人部分とされた。この境界線とその部分のドイツ連邦への受け入れは、5月2日のドイツ連邦議会により承認された。

この間、4月末からポーランド人の国民委員会の急進派がポーランド人軍を率い、プロイセン軍と衝突した。戦闘は、5月9日に終結し、ポーランド人軍は鎮圧された。この蜂起の後、6月4日に、再び暫定的境界線を引き直され、ドイツ人部分が拡大した。この結果、ポーゼン州の約3分の2がドイツ人部分とされた。そして、残り約3分の1のポーランド人部分は、「グネーゼン公国」としてプロイセン国家内で編成し直されることになった⁽³⁾。

2、二つの国民議会からプロイセン議会へ

1848年の革命は、プロイセン国家のあり方にも大きな影響を与えた。

ひとつは、統一国家ドイツの実現の可能性が生じたことである。この「ドイツ」は、プロイセンも当然含まれていた。そのため、プロイセン側から見ると、プロイセン国家は将来の「ドイツ」とどのように関係していくかという問題が浮上してくる。1848年革命期には、「ドイツ」はフランクフルト国民議会として現れた。

フランクフルト国民議会は、統一国家「ドイツ」の憲法作成を目的としていた。その過程で、憲法の適用範囲の確定が必要となり、プロイセン東部のポーランド人地域も問題となった。そして、7月24日から27日にかけて行われた「ポーランド討論」の結果、ポーゼン州のドイツ人部分は、ドイツ連邦に編入することが承認された。さらに、暫定的境界線は、フランクフルト国民議会が派遣する委員が調査することになった。

この決議の実行のために、10月22日に、ヘッセンの軍人シェーファー=フォン=ベルンシュタイン (Schaeffer von Bernstein) が派遣され、12月18日にフランクフルト国民議会に最終報告が提出された。この報告は、州のおよそ4分の3をドイツ人部分としていた。フランクフルト国民議会は1849年2月6日にこれを承認した。ここには、「ドイツ」をより拡大するという意図が見て取れる。

プロイセン国家をめぐるもうひとつの変化は、全国議会の設立および立憲化という国制上の変化である。革命以前は、州を単位とした州シュテンデからなる州議会が審議機関として最上位のものであり、各州は地域社団としてプロイセン国家を形成していた。これに対し、統一的国家としてのプロイセンを目指して、革命期には憲法策定のための全国議会であるプロイセン国民議会が開催された。

プロイセン国民議会では、国家領域を規定する憲法第1条を決定する際に、ポーゼン州が問題となった。その結果、10月26日に、「君主国の現在の領域すべてはプロイセン国家領域を形成する。ポーゼン大公国の住民に、ポーゼン大公国がプロイセンと結合する際に認められた権利を保証する。憲法と同時に発せられる有機的な法がこの権利をさらに規定する」と定めた⁽⁴⁾。これは、住民への特別規定とともに、ポーゼン州の分割を行わないことを意味しており、フランクフルト国民議会の決議と矛盾するものであった⁽⁵⁾。

フランクフルト国民議会はドイツナショナルな観点からポーゼン州を分割し、ポーランド人部分を除外することを決議したのに対し、プロイセン国民議会は統一国家としてのプロイセン国家の一体性保持のために、ポーゼン州全体を憲法の適用範囲に含むという決議を行った。ここで生じた相互の矛盾は、プロイセンにとっての「ドイツ問題」であった。

この後、プロイセン国民議会は王権と対立し、12月5日に解散させられた。そして、同日、プロイセン国王による欽定憲法が發布された。その第1条は、「君主国の現在の領域すべてはプロイセン国家領域を形成する」⁽⁶⁾とされており、州の分割や特別規定については触れられていなかった。

欽定憲法に基づいて、新たに二院制の議会が設けられた。12月6日の選挙法に基づき選挙が行われ、1849年2月26日に両院が招集された。第一院は、貴族院的な性格を持っておらず、構成員は生得身分や任命によるものではなく、納税額もしくは土地所有に基づく選挙人がそれぞれの地域から議員を選出した。その点で、第一院は、「選挙された社団」という性格を持っていた。第二院は、男性一般選挙権の下、間接選挙で選出された。第一院は180人、第二院は350人から構成された。議員の傾向としては、第一院は保守から右派自由主義者が多くを占め、第二院は、内閣を支持する保守的な右派から政府に反対的な左派・急進左派と幅広い党派があり、右派と左派が同数程度であった⁽⁷⁾。

この最初のプロイセン議会の使命は、欽定憲法を修正することであった⁽⁸⁾。このことは、この時期のプロイセン議会に過渡的議会としての性格を与えたといえよう。

第二院は、最初からさまざまな問題で国王・政府と対立し、1849年4月27日に解散させられた。

そして、5月30日に発布された新しい選挙法である三級選挙法に基づいた選挙が行われ⁽⁹⁾、8月7日に両院が招集された。新しい第二院は、以前よりも相対的に保守化し、保守派や穏健自由主義者が増加した⁽¹⁰⁾。このように成立した議会において、ポーゼン州の問題が議論されたのである。

3、プロイセンの「ドイツ政策」

1849年3月28日、フランクフルト国民議会は、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世を皇帝に選出したが、4月3日に国王はその帝冠を事実上拒否した。しかし、国王は、フランクフルトの帝冠は拒否したが、独自のドイツの国家統一構想を推進した。それが、ラドヴィッツ (Josef von Radowitz) が推し進めた「連合政策 (Unionspolitik)」であった。この政策で構想されているドイツは、プロイセン主導の「小ドイツ」であり、オーストリアは除外されていた。

1849年5月17日、ラドヴィッツの主導で、ベルリンにおいて、プロイセン、バイエルン、ザクセン、ハノーファー、ヴェルテンベルクの五国王の会議が開催された。ここでプロイセンのドイツ構想が示されたが、南ドイツの二国が合意しなかったため、1849年5月26日、プロイセン、ザクセン、ハノーファーのみで三王同盟を締結し、オーストリアを除くドイツ諸邦からなる「連合」を模索することとなった。この連合の議会は、エルフルトに開催されることとなっていたため、この連合は「エルフルト連合」と呼ばれることとなった。

5月28日、ドイツライヒ憲法草案が示された。この連合は、いまだ限定的なものであるが、この時点では自らをドイツライヒ (Das Deutsche Reich) と呼んでいた。この憲法草案 (本稿では以下「ライヒ憲法」と呼ぶ) は、フランクフルト国民議会の憲法から多くの条文を受け入れているが、全体として非民主的に改変されている。本稿の行論で重要となるのは、非ドイツ人居住地域について述べた第2条および非ドイツ民族の同権について述べた第186条である。以下、その文言を挙げておく。この文言は、フランクフルト憲法と同じものである。

第2条「ドイツのラントが非ドイツラントと同一の国家首長を持つ場合、ドイツラントは非ドイツラントとは別の国制・政府・行政を持つ。ドイツラントの政府と行政には、ドイツ国家市民のみが任命される。／ライヒ憲法とライヒ立法は、そのようなドイツラントに、他のドイツ諸ラントと同様に、その拘束力を持つ」⁽¹¹⁾。

第186条「ドイツの非ドイツ語話者民族は、その民族的発展を保証される。特に、教会制度、授業、内部行政、司法の領域において言語の同権である」⁽¹²⁾。

プロイセンの連合政策は、当然、オーストリアからの強い反発を招いた。オーストリア首相シュヴァルツェンベルク (Schwarzenberg) は、ドイツ連邦全体とハプスブルク君主国全体 (非ドイツ系も含む) からなる「七千万人帝国」構想を掲げ、プロイセンに対抗した。1849年10月には、ザクセン、ハノーファーは連合から脱退した⁽¹³⁾。

プロイセンは、残余の連合参加の意向のある諸邦から議員を招集して、1850年3月にエルフルトで「連合憲法制定議会」を開催した。しかし、バイエルン、ザクセン、ハノーファー、ヴェルテンベルクの諸邦は参加せず、オーストリアを支持した。このため、統一国家の名称は、まず「連

合」となり、「ドイツライヒ」という名称は、他のドイツ諸邦が参加した後に初めて使用することとされた⁽¹⁴⁾。

1849年8月に再開し1850年2月まで開催されたプロイセン国民議会のこの会期は、このようにドイツ情勢がまだ流動的な時期にあたっており、このことも議会に過渡的な性格を与える要因となった。

Ⅱ プロイセン憲法第1条とポーゼン州

1、プロイセン政府とポーゼン州

プロイセン欽定憲法の第1条は、ポーゼン州のドイツ人住民に大きな不安を引き起こした。彼らは、暫定的境界線が実現しないことを恐れ、政府に請願を行った。それらを受けて、内相マントイフェル(Otto von Manteuffel)は、1848年12月27日報告書を提出した。その報告書は、以下の三点を提案した。第一に、ネッツ地区全体をプロイセン州に編入。第二に、大公国のその他の地域を、シェーファー=フォン=バルンシュタインの暫定的境界線にしたがって、ポーゼン市を首都とするドイツ人部分とグネーゼン市を中心とするポーランド人部分に編成すること。第三に、さしあたり両地域を1つの州として統一する。この報告書は、1849年1月12日と15日の閣議で審議された。その結果、ポーランド人部分を「特別なポーランド人地域」として組織することを決定し、内相は必要な措置を行うよう委任された。しかし、この決議は実行されなかった⁽¹⁵⁾。

この後、連合政策が展開し、プロイセン憲法第1条とライヒ憲法第2条の間の矛盾が明らかとなった。マントイフェルは、1849年6月12日の閣議で、この解決のために、以下の三つの方法を示した。

- 1、グネーゼン地域をプロイセン君主国から分離し、それに独自の体制を与える。
- 2、この地域をドイツ連邦に編入する。
- 3、ライヒ憲法第2条の変更を提案する。

1については、住民が30万人しかいない地域には自立的国家としての存在条件が欠けているとし、マントイフェルは否定した。また、ライヒ憲法の変更も拒否した。この結果、マントイフェルは2を選択した。グネーゼン地域の編入により、まずプロイセンの統合が保証され、ドイツはその勢力を増すことになる。ポーランド人には、非ドイツ民族の同権を保証したライヒ憲法186条が「国民的再編成」と同じものをもたらすとした。そして、これにより、暫定的境界線の意味はなくなるため、州の完全な解体が可能になるとした⁽¹⁶⁾。この段階で、マントイフェルは、ポーゼン州という紐帯を完全に解体し、隣接諸州に割り当てる計画を立てていたのである。

ポーゼン州の解体という解決法は、1815年のウィーン条約や「領有宣言」に基づいたものではなく、また1848年革命期の暫定的境界線による分割構想とも異なっていた。州を解体・再編するという構想は、州シュテンデから構成される「地域」に基づいた従来の統治原理を否定するものでもあり、その影響はポーゼン州だけにとどまらないものであった。

解体計画は、内閣の中でも反対にあった。マントイフェルは、8月に報告書を作成し、再び州

の解体を訴えようとしたが、この報告はこの段階では内閣で回覧されなかった⁽¹⁷⁾。

政府でこのような計画が持ち上がっている中で、議会が再開され、憲法第1条の審議が行われた。

2、第一院における議論

第一院では、9月8日に中央委員会からの報告が行われ、憲法審議が始まった。第1条「君主国の現在の領域すべてはプロイセン国家領域を形成する」について、委員会は、ポーゼン州に関して以下のような内容の見解を示した⁽¹⁸⁾。

委員会は、ポーゼン州に関して政府から法案が出されない限り、この問題について議会で審議することはできないという立場をとった。ただ、ライヒ憲法第186条により、非ドイツ民族の権利は保護されることは明らかであるとした。また、「ポーゼン州の全体もしくはその一部の住民は、国家内国家（強調原文）を作ることはできないし、プロイセン憲法およびプロイセン議会における代表も除外されることはない」ため、他の地域と同様に扱われるべきとした。そこで、委員会は、憲法第1条にポーゼンに関する付帯条項を要求しないという提案を行った。

続いて行われた議論において、ポトホロフスキ（Potworowski）は、委員会提案はポーゼンの分割に反対していると見え、政府の法案を待つべきであるということにも同意した⁽¹⁹⁾。また、ポーゼン州の編成は予定されているライヒ憲法にかかっているということにも異議を唱えなかった。そのため、自身の修正動議は差し控えたとした。しかし、ポーゼン大公国の権利を保証しているのはウィーン条約であるとし、ポーゼン大公国内部の諸関係を決定するのは、ライヒ憲法ではなく、「プロイセン王冠とポーゼン大公国の間でのみ」であると強調した。

ピラスキ（Pilaski）は、ライヒ憲法第186条による保証では不十分であるとして、憲法第1条に、「ポーゼン大公国に関して、この憲法の法文とともに、有機的規定（ein organisches Statut）を發布する。それは、1815年のウィーン条約と国王の公約により、大公国に保証された権利を実施するものである」という文言を付すという修正動議を行ったが、自身で撤回した⁽²⁰⁾。

票決が行われた結果、憲法第1条は変更されないこととなった⁽²¹⁾。

3、第二院における審議

第二院では、10月2日に憲法修正委員会および第1条に関する議論が行われた。憲法修正委員会の報告の提案は、プロイセン憲法の第1条の文言の変更をしないというものであった⁽²²⁾。その理由は、政府からの特別法の提案を待つとして第一院が変更を要求しなかったため、第二院も同様にすべきであるというものであった。

委員会提案に対して、以下の三つの修正動議が出された⁽²³⁾。

第一のヤニシェフスキ（Janiszewski）の修正動議は、以下の付帯条項を要求した。「ポーゼン大公国に関して、この憲法の法文とともに、有機的規定を發布する。それは、1815年のウィーン条約と国王の公約により、大公国に保証された権利を実施するものである」。

この動議の根拠は、1815年のウィーン条約と国王の公約であるとされた。

第二のゲスラー(Geßler)の修正動議は、以下の付帯条項を要求した。「ポーゼン州内のドイツ連邦に属さない部分は、ドイツ人部分から分離された独自の体制・政府・行政を持つ」。

この動議の根拠は、ライヒ憲法草案第2条「ドイツラントは非ドイツラントとは別の国制・政府・行政を持つ」であるとされた。

第三のディルン伯爵(Graf von Dyhrn)の修正動議は、第二段落として以下の文言の追加を要求した。「ドイツ連邦に属していないポーゼン大公国の一部の国家的諸関係と君主国との関係についての最終的な調整は留保される」。

まず、ヤニシェフスキが自身の提案について述べた⁽²⁴⁾。ヤニシェフスキは、問題は「ポーランド人は、ウィーン条約と1815年の国王の公約によって与えられた権利を要求できるのかどうかということである」とした。確かに、ポーランド国家は破壊されたが、「ネイションの生(Leben)」は手を付けられなかった。そのため、ネイションの存在が承認され、プロイセン王も「ナショナルな存在の権利」を認めたのである。「われわれはポーランド人として生き、ポーランド人として扱われなければならない」。

しかし、これが実現することはなかった。1830年代には、「われわれのナショナルな絶滅・根絶」が「漸次的に、体系的に」行われ、現在も「脱国民化・根絶システム」は続いている、と政府を非難し、「われわれは、ポーゼン大公国の名で陛下の下にあるかつてのポーランドの一部に関する条約や公約の履行だけを求めているのである」と訴えた。

ヤニシェフスキに対して、内相マントイフェルが応戦した⁽²⁵⁾。政府は、議会に法案を提出する予定であることを述べた上で、ヤニシェフスキの修正動議は「多数となるには適していない」とした。その理由として、ポーランド人に対して「不正」が行われていないこと、そして、この修正動議が君主国からの州の分離を意味しているからであるとした。個々のラントをまとめ、国家の「全体としての一体性をもたらしものが憲法である」。この修正動議はこれに反しているため、要求に応じることが出来ないとした。

ディルンも発言した⁽²⁶⁾。ディルンは、「この問題はポーランド問題ではなく、ドイツ問題である」とし、修正動議の理由は、ライヒ憲法草案第1条第1文「ドイツライヒは、ライヒ憲法を受け入れるドイツ連邦の諸国家の地域からなる」および第2条との矛盾である。「プロイセン君主国の一部で、将来ドイツ連邦国家とならない地域がこの憲法に参加することは不可能である」。そのため、決定を留保すべきとした。

これに対して、マントイフェルは、プロイセン憲法とライヒ憲法草案の間に矛盾があることは認めた上で、プロイセン憲法は「すでに存在し今修正に付されているのに対し、他方は単に草案に過ぎない」ため、「われわれの憲法第1条をわれわれの観点で検討」すべきとした⁽²⁷⁾。

ヤニシェフスキの動議は、第一院のピラスキの動議と同じものであり、ポーランド議員団が発議者として署名している⁽²⁸⁾。そのため、ポーランド議員団の要求は、この動議であるにとらえてよいだろう。その主張は、州を分割しないこと、州全体に1815年に認められた権利を承認・実

行すること、ポーランド人への抑圧の批判の三点である。これに対し、ディルンの動議は、プロイセン憲法がポーランド人地域も含むのに対し、ライヒ憲法はその地域を除外しているために生じる憲法の通用範囲の差異の問題である。そのため、ディルンは、この問題を「ドイツ問題」としているのである。論拠は異なるが、双方の要求は、州を分割しない点では共通している。

この後議論が行われた。まず、ポクジフニツキ (Pokrzywnicki) は、ポーゼン大公国がプロイセンの国家領域の一部とされることにに対し、二重の理由から反対した⁽²⁹⁾。第一の理由は、ウィーン条約と国王の公約により、ポーゼン大公国は他の諸州とは全く異なる権利諸関係を持っていることである。第二の理由は、プロイセンは将来のドイツとなる国家であるため、「君主国のすべての領域がプロイセン国家領域を構成する」となった場合、ポーゼン大公国全体がドイツとなることとなる。これは不可能であるため、ディルンのいうように、決定を保留に同意すべきとした。

さらに、ポクジフニツキは、二つの問題を指摘した。一点目は「34年間満たされなかった諸条約の実現を要求」する請求権である。ここから、ポーランド人を「特別な政治的存在」として承認するよう要求した。二点目は、ポーランドナショナリティへの抑圧である。「われわれのネイションの絶滅を目的とした体系」は継続しており、暫定的境界線による分割は、その「継続、極致」であるとした。そのため、州を分割し、ポーランド人部分に特別な体制を与えることが必要であるが、「われわれの修正動議は多くの賛成を得ることはない」ため、内閣が法案を提出するまで、議論を停止するべきとした。

マントイフェルは、暫定的境界線は、シェーファー＝フォン＝ベルンシュタインの境界線で確定しているとした。ポクジフニツキの二つの非難に対しては、一点目の請求権については、それを問題とできるのは締結国であって、ポーゼン州でないとした。政府のポーランドナショナリティへの政策を攻撃する二点目は、憲法第1条の審議に適していないと退けた⁽³⁰⁾。

次にゲスラーが発言した⁽³¹⁾。ゲスラーは、まず自分の修正動議を取り下げ、州に関する法案がいまだに出ていない状況への苛立ちを示した。そして、ヤニシェフスキの動議は「ポーゼン州の住民の一派閥の望みと意図の要求」であるにすぎず、「州をポーランド化した特別なポーランド人の国 (Reich) とする党派の傾向」であると批判した。

そして、州にはドイツ人も住んでおり、その部分がドイツ連邦に属することになったのは、「国家的に」正当であるとした。最後に、「ヤニシェフスキ議員の修正動議は、撤回されるか、拒否されるべきであることは疑いない」と訴えた。

ポクジフニツキは、ヤニシェフスキとはほぼ同様の主張をしているが、その要求は決定の保留であり、ヤニシェフスキとは異なっている。これに対して、ゲスラーの論点は、ポーゼン州のドイツ人の立場からの発言であり、ヤニシェフスキの動議は、あくまでもポーゼン州の住民の一部にすぎないポーランド人の見解であることを主張している。なお、州の分割については、自身の動議を取り下げることで否定している。この二者の論点は、修正動議に直接関係するものであった。

続いて、「生まれも信念もポーランド人である」スタブレフスキ (Stablewski) は⁽³²⁾、ポーランドが「心のなかで」生きていることを強調した。さらに、「われわれはポーランド人であるだけ

なく、スラヴ人である」であるとし、その立場は「諸君の同盟者としてのポーランド人か、諸君の敵としてのスラヴ人かである」とした。

これに対し、ヒルシュ(Hirsch)は、ドイツ的要素を東へ拡大していくことは「ドイツの課題」であるとし、「ドイツ的なポーゼン州」は「東方に対する強力な砦」となる。「議会がたった一村でもドイツから切り離すならば、大きな政治的失策である。そのため、憲法第1条の無条件の(pure)承認を願う」と訴えた⁽³³⁾。

スタブレフスキは、スラヴ人としてのポーランド人という認識、ヒルシュはドイツ性の東方拡大の使命という新たな要素を議論に付け加えた。このような双方のナショナルな観点からの主張は、フランクフルト以来行われており、ポーゼン州という地域とドイツ・ポーランドというナショナルな利害が直結するという発想に基づいているが、州を分割しないという点では一致している。

議論を締めくくるにあたって、副議長ジムソン(Simson)は、政府の法案を待つべきであるとし、第1条を変更しないという憲法修正委員会の提案の正当性を強調した⁽³⁴⁾。

この発言を受けて、ディルンは自分の修正動議を取り下げたが⁽³⁵⁾、ヤニシェフスキは取り下げを拒否した⁽³⁶⁾。そこで、票決が行われ、ヤニシェフスキの修正動議は否決され、委員会提案が承認された。

この議論ではまず、州の分割が争点であった。この点に関しては、どの立場も州の分割を認めてはいなかった。さらなる争点は、ポーゼン州に他州とは異なる権利を付与するか、ということであった。これは認められなかったため、ポーゼン州全域を含めたプロイセン国家全体が憲法に関しては、単一の法領域となったのである。

この後、第一院は12月17日、第二院は18日に憲法修正協議を終了し、1850年1月31日に修正憲法が發布された。第二院のポーゼン州選出のポーランド人議員は、2月初めに、修正憲法への抗議から議席を去った⁽³⁷⁾。

Ⅲ、政府報告書「ポーゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」をめぐって

1、政府報告書「ポーゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」

憲法第1条の審議の結果は、グネーゼン地域を編入するという政府の意図に沿ったものであった。そこで、マントイフェルは、この審議の後、10月に再び報告書を作成し、ポーゼン州の解体および隣接諸州への編入を強く訴えた。

しかし、ポーゼン州の各地から、州の解体に反対する請願が行われたことから⁽³⁸⁾、マントイフェルは、11月5日に10月報告書の補遺を作成した⁽³⁹⁾。この補遺もまた、州の解体を意図していた。11月13日に、この報告書と補遺について閣議で審議された際には、計画は支持されていた⁽⁴⁰⁾。しかし、11月16日、「大公国の解体は法的には許容される」が「現在は政治的に懸念がある」と国王が強く反対したため、内閣は州の解体という計画を断念した。この方針で議会に対する報告書が作成された⁽⁴¹⁾。そして、憲法修正に関する議論が終わりつつある1849年12月14日付で、「ポー

ゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」として議会に提出された。

報告書はまず、ポーゼン州は暫定的境界線で分割されること、州のうち、423. 7平方マイル、104万1782人がドイツへ編入され、暫定的境界線の向こう側の部分は117. 5平方マイル、30万8683人であることを示した。現在の問題は「国家領域のこのように小さな一部が、君主国の他の部分と異なる政治的地位を得る必要があるのか」ということから生じている。そこで、この原因である革命期の展開を振り返る。1848年3月24日の「国民的再編成」承認の後、4月14日以来暫定的境界線が導入され、ナショナリティによる分割が試みられた。しかし、「民族 (Volksstämme) は非常に交じり合っていたため、単純にポーランド地域、ドイツ人地域と区分することが不可能である」ことが明らかとなった。最終的に、ナショナリティへの考慮および戦略的観点から、先のように分割され、ポーランド人部分にのみ「国民的再編成」が実施されることとなった。このように、この間の展開を振り返る。

そして、現在、ポーランド人は、ポーゼン大公国全体の特別な地位を要求しているが、政府はポーランド人がそれを要求する権利はないと考える。さらに、プロイセン憲法第1条とライヒ憲法第2条の矛盾という問題に対しては、「暫定的境界線によってドイツから分かれたる地域をドイツ連邦へ編入する」という解決が適切であるとした。編入によって、ポーランドナショナリティは、ライヒ憲法草案第186条における権利保護を得ることになる。さらに、プロイセン憲法第104条に基づくゲマインデ自治の原則によって、ポーランド人には、政治的分離を除いて1848年の国王の公約が実現される。ドイツ人も暫定的境界線の廃止を喜ぶであろう。

この措置は、ポーランド人に対して公正となり、また、ポーゼン州のような住民の混住状況において生じる民族間のナショナルな対立における両方の利害を保証できる、とした。

そこで内閣は、議会に以下を承認するよう提案する。

「議会は、ポーゼン州のいまだドイツに属していない部分をドイツ連邦に編入することを支持する」⁽⁴²⁾。

2. 検討委員会報告

政府報告書を受けて、議会はそれを検討する委員会を12月17日に設立した⁽⁴³⁾。検討委員会の構成員は14人であり、そのうち8人がポーゼン州選出、うち6人がドイツナショナリティ、2人がポーランドナショナリティであった。

この検討委員会の報告書は、1850年2月13日に議会で議論された。なお、第二院での報告および議論が行われた際、ポーゼン州のポーランド人議員はすでに議席を去っており、不在であった。

検討委員会報告は、委員会での議論、そこで検討した文書・史料が記されており、長大なものとなっている⁽⁴⁴⁾。

検討委員会内での討論の結果、2人のポーランドナショナリティを例外として、委員会の多数は「暫定的境界線によってドイツから分かれたる地域をドイツ連邦へ編入する」という政府提案を支持した。しかし、検討委員会は、これにとどまらず、州の解体について討議した。そこで、

ポーゼン州の解体という発想は、1830年代から存在したため決して新しいものではないとし、さらに、州の解体はウィーン条約や憲法に抵触するという懸念はあるが、その懸念は、以下の理由で正当化された。

1、ポーゼン州の状態は、ポーランドナショナリティの下での分離ため、非常に破滅的であり、国家全体の安全にとって極めて危険であるため、この状態を即座に根本的に除去する必要がある。2、現在の悪状況・苦境は、ポーランドナショナリティにその原因がある。そのため、本質的にドイツ的である国家は、地域におけるドイツ的要素を強化し、ポーランド人の優位を弱める義務を持っている。3、プロイセン国家は、ポーゼン州に住む異なるナショナリティを尊重することとなっているが、この義務は、統合に対するこのナショナリティの敵対的傾向を許容するほどのものではない。4、ポーゼン州の中でドイツ人が多い地域は、従来の州からの脱退を緊急に要求している。特に、ネッツ地区、シュレージェン隣接地域、西部地域は顕著である。5、ポーゼン州の分離部分のドイツ連邦への編入が提案された場合、国内における安全に関して保証し、さらに新しい東部境界を安全なものとする義務が生じる。6、州の紐帯の解体が同時になされなければ、州における弊害は編入後も続くのは必至である。州の解体を今実施すべきである。7、ポーゼン州の紐帯の解体は、目的を達するための安全で唯一の方法である。政府は、そのための提案を準備し実行する。計画は十分に検討されているので、大きな困難はないだろう。

最終的に、検討委員会が議会に提案すべき内容について委員会内での票決がなされ、委員会提案として以下が決定された。

「議会は以下を決議する。あらかじめ(vorher) 一個の全体としてのポーゼン州は解体され、隣接のプロイセン州・ブランデンブルク州・シュレージェン州へ割り当てられるという条件において、ポーゼン州のいまだドイツに属していない部分をドイツ連邦に編入する」。

政府報告書は、ポーゼン州の中でドイツ連邦に属していない部分をドイツ連邦に編入することで、ポーゼン州全体をプロイセン国家に編入することを求めていた。しかし、検討委員会の報告書は、これにとどまらず、ポーゼン州を解体し、隣接諸州へ割り当てることを求めている。これは、マントイフェル自身が11月まで模索していたことと同じことを要求している。つまり、検討委員会においても、州シュテンデから構成される州、という統治原理は否定されていることとなる。ただし、マントイフェルおよび検討委員会における解体推進の論理は、シュテンデ体制の解体による自由主義的改革の推進については謳われておらず、ポーランドナショナリティへの対抗というナショナルな観点のみが強調されている。しかし、この自由主義的改革とナショナリティという二つの原理は、革命によって前面に出てきたものであり、革命以前の国家と地域の関係を否定するという点では、同じコインの裏表の関係にあるといえよう。そして、双方が「地域」としてのポーゼン州にとっては、州の否定の論理となったのである。

3、二つの報告書をめぐってーポーゼン州の維持か解体か

検討委員会の報告者であるブラウヒッチュ(Brauchitsch)が発言した⁽⁴⁵⁾。ブラウヒッチュは、

第一にウィーン条約や1815年の他の国家文書は、ポーゼン大公国がプロイセン国家とは別の独自の国家体として存在することを要求する根拠とはならないこと、第二に1848年に引かれた境界線によって、ドイツ人部分は「ドイツ」となることは定まった事実であるという二つの前提を示した。その上で、「国家の最大の義務は、その統合にある」ため、国家の中に別の組織を作ることとは不可能であるとした。そこで、州を解体し、隣接諸州に割り当て、新しい州の構成を作ることとを主張した。これにより、新たな交通諸関係が構築され、そこでドイツの要素がポーランドの要素に優越するだろうとした。そして、「提案された措置は政府の抵抗を受けないだろう」と見通しを示した。

これに対して、マントイフェルは、暫定的境界線は「法的に定まった事実である」としながらも、実行に移すのは困難であるとした⁽⁴⁶⁾。その理由として、第一に、プロイセン憲法の第1条は、ポーランド人部分をも含んでおり、この部分に何か特別な規定を行う可能性はないこと、第二に、ポーランド人部分に多くのプロイセン人、ドイツ人がおり、彼らはその社会的・政治的状况に耐えられないだろう、という二点が挙げられた。これらの理由から、政府は州全体のドイツへの編入を提案したのである。これにより、まずプロイセン国家内のポーランド国家を阻止できる。さらに、編入は、ポーランド人に決して苦痛を与えない。なぜならば、ライヒ憲法には、ナショナリティの権利保護の規定があるためである。「プロイセン政府は、ナショナリティを攻撃しようとは思っていない」のである。州の解体については、それが最善で唯一の方法だとしても、実際には「時間的に不可能」である。そのため、議会に「政府の意図に反しない」ことを要望した。

ここで、シュロトハイム (Schlotheim) の提案が発表された⁽⁴⁷⁾。その内容は、委員会提案から「あらかじめ (vorher)」の語を取ることであった。その理由は、「数週間の内に州の解体はいまや不可能」であり、時間的な猶予を与えるためであった。そこで、文言は以下の通りとなる。

「議会は以下を決議する。一個の全体としてのポーゼン州は解体され、隣接のプロイセン州・ブランデンブルク州・シュレーゲン州へ割り当てられるという条件において、ポーゼン州のいまだドイツに属していない部分をドイツ連邦に編入する」。

続いて、ベゼラー (Beseler) が州の解体に反対する演説を行った⁽⁴⁸⁾。ウィーン条約は、ポーゼン大公国のポーランド人に国民的な代表を許容しているが、実際には「その代表は、まず州において求められている」ため、大公国は「州体制への一定の要求をすることができる」とした。このため、現段階では、ポーランド人部分の編入のみに限定して、国家・州・州内の民族 (Stamm) の異なる住民の利害を考えるべきであるとして、以下を提案した。

「1、政府の提案にしたがって、ポーゼン大公国の暫定的境界線の向こう側の地域の編入を支持する。2、政府に以下を要求する。編入実行以前に、暫定的境界線を廃止し、その後、国家と州の全般的利害とドイツ・ポーランド民族の個々の利害の保護のために必要と思われる措置を提案する」⁽⁴⁹⁾。

この提案は、支持され動議となった。マントイフェルもベゼラーに賛意を示した⁽⁵⁰⁾。

さらに、ヒルシュが別の観点から州の解体に反する演説を行った⁽⁵¹⁾。ヒルシュによれば、州

の解体は、「無駄」で「過剰」であるため、行うべきではない。それは、ポーランド人の運動の予防とならないためである。1848年のポーゼン州の蜂起の際には、ドイツ人が多いネッツ地区、州が異なるヴェストプロイセンでも、ポーランド人の蜂起が起こった。「州の紐帯ではなく、ポーランドナショナリティそのものが蜂起参加の条件なのである」。

さらに、州を解体した場合、ポーランド人は、ポーランド連盟(Liga Polska)にその中心点を見出すこととなる。ポーランド連盟はポーゼン州だけでなく、ヴェストプロイセン、さらに、オーバーシュレージェンにもその網を広げている。そして、その組織は、48時間以内にポーゼン市の本部の命令を実行できるという。「この組織は、ポーランド人には、州の紐帯以上のものであり、外的関係(州のこと―筆者)の解体は、内的組織をますます発展させ、今以上に危険なものとなる」と危機感を露わにした。

そして、「ある家で疫病が発生した場合、理性的な医者は、まだ健康な隣人の家に病人を連れて行くようなことはしない。(中略)病人の家を孤立させ、外からの新鮮な空気を病人の家に入れるだろう」。「ポーゼン州にとって、新鮮な空気とは、ドイツ学校であり、整備された道路や鉄道である」。これによって、「ポーランドナショナリティをドイツ精神で満たすことが出来るだろう」と主張し、ポーゼン州のドイツ連邦への受け入れ、および、単一の州政庁の下で従来の状態を維持することを訴えた⁽⁵²⁾。

議論の最後にブラウヒッチュが発言し、シュロトハイムの提案は委員会として支持することができる⁽⁵³⁾。

副議長のジムソンは、政府提案を基本として、そこから最も遠いものとされるものから票決を行うとした。それによれば、最初に検討委員会提案、次にシュロトハイムの提案、三番目にベゼラーの提案、最後に政府提案の順で票決が行われた。この結果、政府提案「議会は、ポーゼン州のいまだドイツに属していない部分をドイツ連邦に編入することを支持する」が承認された⁽⁵⁴⁾。

この決定に対して、ポーゼン州選出の議員は、分離投票を行った。そこでは、検討委員会提案を支持し、その上で、シュロトハイムの修正動議を適用することを要求した⁽⁵⁵⁾。

第一院では、2月25日に、政府報告書の問題が挙がったが、会期終了が迫っていたために取り扱われなかった⁽⁵⁶⁾。

この議論では、州の全体がドイツ連邦に編入され、その結果、来るべきドイツの一部となることが決定された。州の解体が争点となったが、解体という選択はされなかった。しかし、解体に反対する論拠は、かつての原理に基づいた州の保持ではなく、ドイツの一部となることのメリットを根拠としており、州の保持の意味は異なっている。つまり、ここでは、権利・進歩を保証することが「ドイツ的」であるという価値の問題に論理がすり替わり、州の一体性の保持が主張されたのである。

このように州の保持が決定された一方で、暫定的境界線も含めた州の内部諸関係については、いまだに規定されていなかった。

Ⅳ、郡・県・州条令とポーゼン州

プロイセン議会において、プロイセン国家におけるポーゼン州の位置付けが問題となったもうひとつの議題は、郡・県・州条令についての議論であった。

ゲマインデ自治は革命以前からの課題であり、プロイセン国民議会でも激しく議論された⁽⁵⁷⁾。これは、従来のシュテンデ原理に基づいた領域を前提としない自由主義的改革に属するものであった。革命は終結したが、欽定憲法にもこの課題は一定程度受け入れられ、第104条において、州・県・郡・ゲマインデは、代表を持ち、独自の行政を持つことが規定された⁽⁵⁸⁾。

プロイセン議会には、8月13日に、内相マントイフェルによって、ゲマインデ条令案⁽⁵⁹⁾および郡・県・州条令案が提出された⁽⁶⁰⁾。これらの法案は、それぞれの事項をそれぞれの審議機関で決定することを可能にしたものであり、君主国全体の統一規定であることが予定されていた。これは、州や郡と単位としたシュテンデから構成される「地域」によって異なる権利に基づいていた革命以前の「自治」とは、そのあり方が異なっていた。

1850年2月22日、第二院で郡・県・州条令に関する議論が行われた。

条令を検討するための委員会の報告において、ポーゼン州の問題が取り上げられた⁽⁶¹⁾。議会におけるこれまでの議論を経た後でも、ポーゼン州の政治的・行政的諸関係や「ドイツ」との関係においていまだ不確定な要素が存在する。そのため、委員会は以下を提案する。①郡・州代表に関する規定の詳細については特別な法を規定すること、②従来の郡代表と州議会の廃止により当面必要な暫定規定を内相に委ねること、③これらを郡・県・州条令の移行規定に以下の文章で付け加えること。「ポーゼン州の郡・州代表に関する郡・県・州条令の決定がいつ、どのように実行されるかについては、暫定的境界線を考慮してこの州の諸関係が最終的に規定された後に、特別な法によって規定される。／そのときまで必要な暫定的規定は第67条によって内相によって規定される」。

これは、ポーゼン州に自治を留保し、内相の恣意の下に置くことを意味していた。

この後の審議において、反対の議論を展開したのはライヒェンシュペルガー (Reichensperger) のみであった。ライヒェンシュペルガーは、委員会の提案の追加条文は、ゲマインデ・郡・県・州の自治原則を規定した修正憲法第105条に抵触しているため、「不正」であるとした⁽⁶²⁾。プロイセン州とポーゼン州のように「ドイツ連邦に属していない州でも、他の州と同様な郡・州立法（組織）を持ちえた」のであるから、例外規定は必要ないとした。そして、ポーランド人も「実際に権利のあるプロイセン人」であり、他方、「憲法で権利を保証されている」ドイツ人も、この追加条文によって、再びその権利を奪われることとなると主張した。

これに対して、マントイフェルは、暫定的境界線が廃止されるかどうかは不明であり、それがいつ明確になるかも不明であるとした。そのため、暫定的境界線の「問題の決着まで不安定な状態」であろうと発言した⁽⁶³⁾。

議論の最後に、報告者アルニム (Graf von Arnim=Boitzenburg) が発言した。内相が暫定的境界線の問題は未決であるとの発言を受け、ポーゼン州の状況は不透明のままであるため、政府に法

律作成のための権限を認めるべきであるとした。そして、修正憲法第105条への抵触の規定に対する懸念は、憲法が自治原則を保証しているからこそ、法律によってその区分が決められるべきであるとした。さらに、ポーゼン州のドイツ人も委員会提案に賛成の発言をしているため、住民の権利の侵害とはならないとした⁽⁶⁴⁾。

この後、票決が行われ、委員会提案が承認された⁽⁶⁵⁾。

この決議は、ポーランド議員団の不興を再び引き起こした。第二院のポーランド議員団は、第一院に書簡を送り、プロイセン政府の態度は、ポーゼン州を「自治の能力や権利のない植民地」と同様に扱っていると抗議した⁽⁶⁶⁾。

第一院では、2月25日議論が行われた。第一院の郡・県・州条令検討委員会は、第二院の決議を検討したうえで、同様な提案を行った⁽⁶⁷⁾。その後の審議では、第二院と同様に、反対は憲法第105条への抵触および市民の権利の侵害を⁽⁶⁸⁾、賛成はポーゼン州の不確定要素に鑑み、政府に決定権を留保すべきということを論拠としていた⁽⁶⁹⁾。議論の後、票決が行われ、委員会提案が承認された⁽⁷⁰⁾。なお、第二院からの書簡が取り上げられることはなかった。この結果、ポーゼン州の自治に関する事項は、内相の専権事項となったのである。

これらの議論を受けて、1850年3月11日、ゲマインデ条令および郡・県・州条令は発布された⁽⁷¹⁾。

おわりに

以上、本稿では、プロイセン国民議会における三つのポーゼン州の位置付けに関する議論を見てきた。

まず、1849年10月の憲法第1条の審議では、ポーゼン州の暫定的境界線以東の地域も、プロイセンの国家領域であることが確定した。次に、1850年2月13日の「ポーゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」に関する審議では、その地域をドイツ連邦に編入し、ドイツとすることを決議した。この結果、ポーゼン州全体が、統一国家としてのプロイセンの国家領域であり、同時に、将来のドイツの一部となることが決定した。ここで、「プロイセン国家の統一国家化」が達成され、同時に、「プロイセン国家のドイツ化」が決定されたのである。

この議論において、州の解体という要求も生じた。この要求は、州の歴史的権利を否定するものであり、影響はポーゼン州にとどまらないものであった。ポーゼン州に関しては、自由主義的改革という観点よりもナショナルな観点が強調されていたが、双方の論理ともに革命によって前面に出てきたものであった。この二つの新しい論理は、歴史的地域の境界を否定し、その時々利害や認識によって新たな領域を自由に編成できるという考えに道を開いていたといえよう。ただし、この時点では、ポーゼン州の解体は否定された。

「ドイツ」に目を転じると、プロイセンの「連合政策」は、オーストリアとの対立に加え、さらにロシアがオーストリアを公然と支持したことで、その実現が不可能となった。1850年11月、プロイセンはオーストリアとの間で、いわゆるオルミュッツ協約を締結し、連合政策を放棄した。小ドイツ的統一を支持した人々から、この協約は「オルミュッツの屈辱」と呼ばれる。そして、

1851年に革命前のドイツ連邦が復活した。このため、革命期にドイツ連邦に編入されたポーゼン州は、再びドイツ連邦の外に置かれることとなった。これにより、「ポーゼン大公国の諸関係の調整に関する報告書」審議におけるポーゼン州全体をドイツ連邦に編入するという決議は、事実上無効となった。つまり、この時点での「プロイセン国家のドイツ化」は達成されなかったのである。

これに対して、プロイセンの国内法である憲法と郡・県・州条令に象徴される「プロイセン国家の統一国家化」は生き残った。自治を規定した郡・県・州条令は、自由主義的改革に属している。この条令は、州をかつての州シュテンデによって構成される地域社団から国家の地方自治組織へと変化させる意味を持ち、国王と州の間のそれぞれが個別に異なる関係性から中央と地方という関係への移行を示すものでもあった。

ただし、IVで示したように、議会においてポーゼン州に関する特別法の決定権を得た内相は、1850年6月21日に、「ポーゼン州郡・県・州暫定条令」を發布した⁽⁷²⁾。この暫定条令は、州代表を当面設立しないとした。これは、他州と異なる規定であり、ポーゼン州の自治は、事実上留保されたのである。そこで、1851年、ポーゼン州では、郡・県・州条令に基づいたものではなく、革命以前の形で、暫定州代表が招集された。

ただし、1850年のゲマインデ条令および郡・県・州条令そのものが、各自治体においてほとんど適用されなかった。1850年12月に首相・外相となったマントイフェルは、最終的に1853年に憲法第105条を改定し、「プロイセン国家のゲマインデ・郡・州の代表と行政は特別な法律によって詳細に規定される」とした⁽⁷³⁾。そして、地方自治に関する1850年の二つの条令は廃止され⁽⁷⁴⁾、1853年に「東部6州都市条令」⁽⁷⁵⁾、1856年に「東部六州ラントゲマインデ制度法」⁽⁷⁶⁾および西部二州（ライン州とヴェストファーレン州）にそれぞれの都市条令と地方制度条令⁽⁷⁷⁾が制定された。この結果、自治は都市と西部に限定され、さらに、東部と西部、都市と農村は、それぞれ自治に関する権利状態が異なることとなった。この結果、地方自治に関しては、複数の権利状態が存続することとなり、「プロイセン国家の統一国家化」も達成されなかったのである。このような結果から見ると、成立期のプロイセン議会の議論はやはり過渡期的であったといえるだろう。

注

- (1) 拙著『プロイセンの国家・国民・地域—19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』（有志舎、2012年）
- (2) Komierowski, Roman, *Koła Polskie w Berlinie 1847-1860* (Poznań, 1960); Kohte, Wolfgang, *Deutsche Bewegung und preußische Politik im Posener Lande 1848-1849* (Posen, 1931) [*Deutsche Wissenschaftliche Zeitschrift für Polen* 21]; Baske, Siegfried, *Praxis und Prinzipien der preußischen Polenpolitik von Beginn der Reaktionszeit bis Gründung des Deutschen Reiches, Forschungen zur Osteuropäischen Geschichte* 9 (Berlin, 1963). この他に、ポーランド議員団についての研究が、本稿で扱う議論について部分的に触れている。Grot, Zdzisław, *Działalność posłów polskich w sejmie pruskim (1848-1850)* (Poznań, 1961); Trzeciakowski, Lech, *Posłowie polscy w Berlinie 1848-1928* (Warszawa, 2003). ポーランド議員団については今後の課題としたい。

- (3) この節については、拙著第1章および第8章参照。
- (4) *Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung*, 3 Bde.(Berlin,1848,1849; ND., Vaduz, 1986), Bd.III, S.198.
- (5) ここまでの叙述については、拙著第9章参照。
- (6) Huber, Ernst Rudolf(Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Bd.1: Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850* (Stuttgart, 3. Auf., 1961) (以下、Huber(Hg.), *Dokumente* と略), S.484.
- (7) Huber, Ernst Rudolf, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd.3: Bismarck und das Reich* (Stuttgart, 3.Aufl., 1988), S.36-38.
- (8) 欽定憲法第112条「現在の憲法は、議会の最初の召集の後、即座に、立法的方法（第60条、第106条）で修正に付される」(Huber(Hg.), *Dokumente*, S.493.)。
- (9) Huber(Hg.), *Dokumente*, S.497-500.
- (10) Huber, Bd.3, S.51.
- (11) Huber(Hg.), *Dokumente*, S.375, S.552.
- (12) Huber(Hg.), *Dokumente*, S.395, S.559. フランクフルト国民議会の憲法では第188条である。
- (13) Huber, Ernst Rudolf, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd.2: Der Kampf um Einheit und Freiheit 1830 bis 1850* (Stuttgart, 1960), S.889-890.
- (14) Huber, Bd.2., S.897.
- (15) Baske, S.26-27.
- (16) Baske, S.28-29.
- (17) Baske, S.32.
- (18) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen der durch das Allerhöchste Patent vom 5. Dezember 1848 einberufenen Kammern. Erste Kammer*, 5Bde. (Berlin, 1849-1850) (以下、*St.B. Erste Kammer* と略), Bd.2, S.634-635.
- (19) *St.B. Erste Kammer*, Bd.2, S.637
- (20) *St.B. Erste Kammer*, Bd.2, S.639-640.
- (21) *St.B. Erste Kammer*, Bd.2, S.641.
- (22) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen der durch das Allerhöchste Verordnung vom 30. Mai 1849 einberufenen Zweiten Kammer*, 5Bde. (Berlin, 1849-1850) (以下、*St.B. Zweite Kammer* と略), Bd.1, S.490.
- (23) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.493-494.
- (24) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.494-498.
- (25) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.498-499.
- (26) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.500-501.
- (27) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.501
- (28) ヤニシェフスキの動議への署名者は、ヤニシェフスキ、スタブレフスキ、モラフスキ (Morawski)、ジュウトフスキ (Zoltowski/ Żółtowski(Kosten))、ウォンチンスキ (Łączynski)、リシエツキ (Lisiecki)、ジュウトフスキ (Zoltowski/ Żółtowski(Gnesen))、ヴェンズイク (Węzyk)、グラボフスキ (Grabowski)、ジヒリンスキ (Zychliński / Żychliński)、ヤネツキ (Janecki)、クリンゲンベルク (Klingenberg)、パラッチ (Palacz)、シャフラネック (Schaffraneck/ Szafranek)、チェシコフスキ (Ciezkowski/ Cieszkowski)、エリミノフスキ (Elminowski)、ポクジフニツキ、ゴジャウカ (Gorzolka/ Gorzałka)、トロンプチンツキ (Trąpczyński)。 *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.494.
- (29) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.501-502.
- (30) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.502-503.
- (31) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.503-504.

- (32) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.504-505. この他に、リシェツキは、政府の「征服側の観点」を非難した (*St. B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.507)。
- (33) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.505-506. S.506-507.
- (34) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.508.
- (35) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.509.
- (36) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.1, S.510. 署名者の1人であるチェシコフスキは、取り下げを進める提案を行った (S.509-510.)。
- (37) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.4, S.2343.
- (38) Kohte, S.189-193.
- (39) Baske, Quellenanhang, S.208-211.
- (40) Baske, Quellenanhang, S.211.
- (41) Baske, S.31-35, Quellenanhang, S.212-213.
- (42) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.4, S.1821-1824.
- (43) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.3, S.1743-1744.
- (44) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2629-2643.
- (45) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2643-2645.
- (46) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2645-2646.
- (47) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2646-2647. シンメル (Schimmel) はこの提案を支持する演説を行った (S.2650.)。
- (48) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2647-2649.
- (49) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2650.
- (50) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2649-2650.
- (51) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2650-2652.
- (52) さらにヒルシュは以下を提案した。「委員会提案を否決し、その代わりに以下の文言を決定する。／このドイツ境界地域の安寧と秩序の保証を与え、ポーゼン州におけるドイツ人の更なる発展に資するため、必要な措置を国王政府が行うという前提の下、議会は、ポーゼン州のいまだドイツに属していない部分をドイツ連邦に編入することを支持する」。しかし、支持を得られず、動議とはならなかった (*St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2652.)。
- (53) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2653.
- (54) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2654.
- (55) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.2654. 分離投票を行ったのは、ゲスラー、ベーン (Behn)、ゼンガー (Sänger)、レーデル (von Röder)、シュロトハイム (Freiherr von Schlotheim)、ヒラー (Freiherr von Hiller)、ライプツィガー (von Leipziger)、ペグイレン (von Peguilen(Wirsitz))、ゲバウアー (Gebauer)、ホフマイアー (Hoffmeyer)
- (56) *St.B. Erste Kammer*, Bd.5, S.2997.
- (57) 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治 社会国家への道』(成文堂、1990年)、59-63頁。
- (58) Huber(Hg.), *Dokumente*, S.492.
- (59) *St.B. Erste Kammer*, Bd.2, S.539-545.
- (60) *St.B. Erste Kammer*, Bd.2, S.545-548. 両条令についての動因は、*St.B. Erste Kammer*, Bd.2, S.549-556.
- (61) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.3198-3208. 移行規定に関する報告はS.3200-3201. なお、政府草案第67条は以下のとおり。「この法律の実施に必要な一時的決定は、内相によって行われる。内相は、法律の実行の際に必要な新しく作られた組織の業務を暫定的に担う」。
- (62) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.3215-3216.

- (63) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.3216.
- (64) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.3216-3217.
- (65) *St.B. Zweite Kammer*, Bd.5, S.3217. なお、票決に移る前に、ポクジフニツキらが記名投票を要求したが、否決されている。
- (66) Komierowski, s.104; Kohte, S.199; Baske, S.50.
- (67) *St.B. Erste Kammer*, Bd.5, S.2970-2971.
- (68) 報告書に反対したのは、ブリュッゲマン (Brüggemann) (*St.B. Erste Kammer*, Bd.5, S.2971--2972.)、タムナウ (Tamnau) (S.2973.)、キュープファー (Küpfer) (S.2973.)、ハンゼマン (Hansemann) (S.2973.)、キスカー (Kisker) (S.2973-2974.)、ボックム＝ドルフス (Bockum=Dolffs) (S.2974.)。
- (69) 報告書に賛成したのは、ザンデン＝トゥフアイネン (von Sanden=Tuffainen) (*St.B. Erste Kammer*, Bd.5, S.2972.)、イツツェンプリッツ (Itzenplitz) (S.2973.)、ゼーゲルト (Sägert) (S.2973.)
- (70) *St.B. Erste Kammer*, Bd.5, S.2975.
- (71) *Gesetzsammlung für die Königlichen Preußischen Staaten* (以下、GSと略), 1850, S. 251-265. なお、議会で第72条として議論されていた条文は、他の追加条文があったため、第73条となっている。
- (72) *Amtsblatt der Königlichen Regierung zu Posen/Dziennik Urzędowy Królewskiej Regencyi w Poznaniu*, 1850, S213-217.
- (73) *GS 1853*, S.228.
- (74) *GS 1853*, S.238-241.
- (75) *GS 1853*, S.261-290.
- (76) *GS 1856*, S.359-364.
- (77) ヴェストファーレン州の条令は *GS 1856*, S.237-264; S.265-292、ライン州の条令は *GS 1856*, S.406-434; S.435-444.